

陳 情 書 等

件 名

指定管理者による業務で生じた市の損害について、
契約に基づく適切な対応を求める陳情

令和 8 年 9 月 1 4 日

宇治市議会議長 様

前田 清宣

陳 情 書

指定管理者による業務で生じた市の損害について、
契約に基づく適切な対応を求める陳情

1 陳情の趣旨

宇治市営 JR 小倉駅北自転車等駐車場の指定管理業務に関し、指定管理者である公益社団法人宇治市シルバー人材センターの不適切な業務処理により、宇治市に 2,600 円の損害が生じたとされた事案があります。

本件について、私は令和 8 年 7 月 21 日に住民監査請求を行いました。令和 8 年 8 月 25 日付けで、令和 6 年 2 月の事案を起算すると地方自治法第 242 条第 2 項の 1 年を経過していることを理由として却下されました。

しかし、ここで明確にしておきたいのは、この住民監査請求の却下は、2,600 円の損害賠償請求権が存在しないこと、又はシルバーに損害賠償義務がないことを認定・判断したものではありません。

今回の却下は、あくまで住民監査請求制度の期間要件についての判断であり、契約に基づく損害賠償請求権の存否そのものについて判断がされたものではありません。

この点について、市及び市議会におかれましても十分に御認識いただき、今後の議論、ご対応に反映していただければ幸いです。

2 契約上の問題

本件に係る収納事務受託契約書第 10 条には、

「乙（シルバー）はこの契約に定める職務をしないため甲（宇治市）に損害を与えたときは、賠償しなければならない。」

との規定があります。

したがって、本件については、市に損害が発生した場合に、契約上の損害賠償請求権が発生しているのか、市がその権利を適切に管理・行使しているのかを確認する必要があります。

3 情報公開請求で判明した事項

損害賠償請求に関する情報公開請求に対し、

宇治市は、シルバーに損害賠償等を求めた関係文書が「不存在」（添付 1）

シルバーも、宇治市から損害賠償等を求められた関係文書が「不存在」（添付 2）

との回答でした。

市が本件について損害賠償等を請求したことを示す公文書が存在しないことは確認されています。

4 陳情事項

以上を踏まえ、宇治市議会において、市に対し次の対応を求めていただきますよう陳情します。

- ① 収納事務受託契約書第 10 条との関係を含め、なぜ請求していないのか、その理由を明らかにすること。
- ② 指定管理者の業務によって市に損害が生じた場合には、契約に基づく損害賠償請求権等の市の財産について、適切に管理・行使すること。
- ③ 指定管理者に対する市の監督において、業務上の不適切な処理があった場合には、改善指導だけでなく、市に生じた損害の回復及び契約上の責任の履行についても確認すること。

以上

添付

1. 宇治市の「不存在」決定通知書
2. シルバーの「不存在」回答書